

2021年2月26日

学友会公認サークルに所属する学生の皆さん

課外活動一部再開にあたっての注意事項(第2報)

下関市立大学 学部長

学生の皆さんの安全・健康の確保を第一に考え、課外活動時における人数制限、時間制限、活動場所のほか、健康観察・記録などの感染拡大防止の注意事項に基づいた範囲内での活動を認めます。

学生の皆さんは、課外活動にあたり、注意事項をよく理解のうえ遵守し、感染拡大防止に十分に配慮して活動してください。

今後も手洗い、手指消毒、マスク着用(咳エチケットの徹底)、「ソーシャルディスタンス」の確保、「3つの密」の回避等、最大限の感染予防対策が必須です。

なお、本学近隣地域において感染者が増加する傾向等が見られた場合、再度活動中止の対応をとる場合もありますのでご了承ください。

【認められる団体】

- ・学友会公認サークル

【認められる活動】

- ・大学内の活動で所定の手続きによって学部長の許可を得た団体の活動(活動記録(参加者全員の氏名・体調・活動時間・活動場所)をとり保管)

【活動の目安】

- ・大学内での活動(音楽室は除く)
- ・1団体10名以内
- ・1時間以内の活動時間
- ・ソーシャルディスタンスを意識した活動(人との距離を2m程度確保)
- ・飲食を伴わない活動(活動時の水分補給は認める)

以上は目安です。活動内容、活動時間、活動場所、感染症対策(健康観察・手洗い・アルコール消毒など一般的な感染症対策、活動前後の用具・施設の消毒など)を申請に基づき個別に確認のうえ許可します。

【使用できる施設】

- ・グラウンド
- ・テニスコート(人工芝コート・ハードコート)
- ・弓道場
- ・体育館(メインアリーナ、サブアリーナ、新武道場)
- ・厚生会館(3階ホール、2階談話室)※ 音楽室は用具の保管のみ使用可
- ・学友会館(4階武道場)※ 部室は用具の保管のみ使用可
- ・A・B講義棟の一部教室 ※ 使用できる教室はメールにてお知らせします

【使用できる時間帯】

- ・ 授業期間：平日 16:30～19:30
- ・ 休業期間：平日 9:00～19:30
- ※ 時間内で 1 つのサークルが時間をかえて複数回活動することも認めます。ただし、同一の学生が 1 日に複数回活動することはできません
- ※ 複数回の活動にあたっては、前後に 60 分以上のインターバルを設け、前後のグループが同時に施設に入ることがないようにしてください

【再開許可の手続き】

- ・ 活動再開を希望する公認サークルは「課外活動再開許可申請書」を学生支援班に提出
- ・ 学部長の許可を得た場合に活動開始

【申請書類】

- ・ 「課外活動再開許可申請書」
- ・ 申請の活動内容を詳しく説明する資料
- ・ サークル部員名簿
- ・ 健康管理表・活動記録表などの様式(記録したものは必要に応じて後日確認)
- ・ 活動内容、種目特性に応じたガイドライン(競技団体が公表しているもの等)
- ・ 課外活動再開許可申請書 提出時チェックリスト

【部員募集】

- ・ 部員募集、事前の活動説明等はオンラインを推奨する。対面の部員募集は 1 団体 10 名以内、1 時間以内の活動時間内とする(事前に参加者を調整すること。飲食を伴う活動は禁止)
- ・ 特に新入生との交流はオンラインも活用し積極的に行うことを推奨する
- ・ 活動内容の変更や部員募集について体育館入口横のサークル紹介の掲示内容を変更できる。変更する場合は、新しい掲示物について学内施設の設備設置届を提出し学部長の許可を得ること

【注意事項】

1. 学生本人・保護者の意思を尊重したサークル活動参加
感染に不安のある学生や保護者の意思を尊重し、サークル活動への参加を自主的に決めることができる環境をつくること。また、保護者の同意を得て行うこと。サークル活動に参加しない学生に対する差別や、参加しないことによる不利益が生じないようにすること。
2. サークル活動に参加する学生全員の感染拡大防止の意思統一
課外活動に参加する学生は全員が注意事項および各部における感染拡大防止の方針について正しい理解と適切な行動ができる状況であること。また、感染拡大防止等の各部の方針の徹底について学生間で注意・指導ができる状態であること。
3. 健康観察の徹底
サークル活動に参加する学生は、毎日必ず検温を行い記録と体調管理を行うこと。風邪症状など少しでも体調に不安がある場合は活動に参加しないこと。発熱や咳などの主要症状が消滅した後 2 日を経過するまでサークル活動に参加しないこと。また、活動中に体調の変化を感じた者に

については、速やかに帰宅させ、活動責任者は経過を把握すること。体調不良が発生した場合は、大学に報告を行うこと。

4. 参加学生と活動内容の記録

各サークルにおいて参加者と活動内容を記録しておくこと。(必要に応じて提出を求めます)

5. 感染防止対策の徹底

- ① サークル活動にあたっては、マスクの着用、手洗い・手指消毒の励行、こまめな換気など、可能な限り感染防止対策を講じること
- ② サークル活動に参加する際の移動には必ずマスクを着用すること
- ③ 更衣室や部室等の混雑を避け、同時に多数での更衣や長居をしないこと
- ④ 屋内では換気を徹底すること(1時間あたり2回以上、2方向以上の窓を数分間全開が目安)
- ⑤ 楽器・歌等の練習を行う際には、種目ごとの感染防止に関するガイドラインを確認のうえ遵守すること
- ⑥ できる限り用具の共有を避けること。ボール等競技の特性上多数の者が触れる用具を使用する場合は特に感染防止対策を講じること
- ⑦ 複数のサークルが同一の活動場所を順番に利用する場合は、換気・消毒・退出が完了してから次の部が入場するよう活動責任者同士で連絡をとること
- ⑧ 活動時間、活動場所は月毎に体育会・文化会がそれぞれ所属サークルの希望を集約し、同一の建物内で複数サークルが近接する状況を避けること
- ⑨ 共用用具の消毒については、使用前および使用中に原則としてそれぞれ1回以上行うこと(例：練習用具、ドアノブ、手すり、電気系統スイッチ、デジタイマ、長机等)
- ⑩ 利用できる活動場所を遵守すること(許可されていない場所での活動が発覚したサークルは活動中止とする)
- ⑪ サークル活動前後や活動への移動時は感染症対策を講じ慎重に行動し、大声での会話や3密を避け、飲食を伴う活動(活動時の水分補給は除く)は控えること